

特許登録令施行規則等の一部を改正する省令について

令和 3 年 6 月
特 許 庁

I. 改正の趣旨

- 令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。」こととされている。

（※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。）

- これを踏まえ、特許権の登録手続等における押印を不要とするため、特許登録令施行規則等について所要の規定の整備を行うもの。

II. 省令の概要

1. 改正対象省令

- ・ 特許登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 33 号）
- ・ 実用新案登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 34 号）
- ・ 商標登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 36 号）

2. 主な改正内容

以下の様式から押印欄を削除するとともに、関係する規定について所要の整備を行う。

- ・ 特許登録令施行規則様式第 7 から様式第 18 まで
- ・ 実用新案登録令施行規則様式第 6
- ・ 商標登録令施行規則様式第 6 から様式第 8 まで

III. スケジュール（予定）

6 月 11 日（金） 公布
6 月 12 日（土） 施行

【参考】

● 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

● 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。